

し尿処理助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、し尿汲み取り事業を円滑に行うため、市長の許可を受けたし尿汲み取り業者（以下「許可業者」という。）に交付する助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 し尿処理助成金（以下「助成金」という。）及びし尿処理山間特別助成金（以下「山間特別助成金」という。）の交付を受けることができる者は、和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成5年和泉市条例第29号。以下「条例」という。）及び関係法令の規定に基づき、一般家庭のし尿汲み取り業務に従事する許可業者で、し尿汲み取り業務を遂行した者及び山間地域（別図に示す地域）のし尿汲み取り業務を遂行するために中継業務を行った者とする。

(交付の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする許可業者は、し尿処理助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付の上、毎年4月10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の許可証の写し
- (2) し尿処理助成金計算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 山間特別助成金の交付を受けようとする許可業者は、し尿処理山間特別助成金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付の上、毎年4月10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の許可証の写し
- (2) し尿処理山間特別助成金計算書（様式第4号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第4条 市長は、助成金及び山間特別助成金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付対象者を認定する。

2 市長は、助成金を交付すべきものと認めたときは助成金の交付を決定し、速やかにその旨をし尿処理助成金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、山間特別助成金を交付すべきものと認めたときは山間特別助成金の交付を決定し、速やかにその旨をし尿処理山間特別助成金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の変更交付申請）

第5条 前条のし尿処理助成金の交付決定を受けた者が、その後においてやむを得ない理由により、その事業計画の一部を変更し、又は中止しようとするときには、し尿処理助成金変更交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）し尿処理助成金計算書（様式第2号）

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金の変更交付決定）

第6条 市長は、前条のし尿処理助成金変更交付申請書を受理したときは、当該書類についてその内容を審査し、し尿処理助成金を交付すべきものと認めたときは、し尿処理助成金変更交付決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（助成金の額）

第7条 助成金の額は、平地については一般家庭1人につき1か月190円、山間地域については、1人につき1か月289円に認定人数を乗じて得た額とする。

2 山間特別助成金の額は、月額500,000円とする。

（助成金の請求）

第8条 第4条第2項の規定により交付決定通知を受けた申請者は、し尿処理助成金請求書（様式第9号）にし尿処理実績報告書（様式第10号）を添付の上、毎月20日までに市長に提出するものとする。

2 第4条第3項の規定により交付決定通知を受けた申請者は、し尿処理山間特別助成金請求書（様式第11号）を毎月20日までに市長に提出するものとする。

（交付の時期）

第9条 市長は、前条に基づく請求を受理した場合、翌月の10日までに助成金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第10条 市長は、申請等の内容に誤りがあったと認めるとき、又は虚偽による申請があつ

たときは、助成金の決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の決定による取り消し等をしたときは速やかに申請者に通知しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年 8月19日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。